

令和4年和光市議会12月定例会

# 提出議案の概要

和光市



議案第69号	和光市個人情報保護法施行条例を定めることについて
担当	情報推進課
<p><b>【目的】</b></p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）の改正に伴い、条例に委任された事項や条例で定めることが許容される事項について、法の施行条例を定める必要があるため、和光市個人情報保護条例（平成12年条例第49号）を廃止し、新たに和光市個人情報保護法施行条例を定めるものです。</p> <p>従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が法に統合され、法に基づく全国共通ルールが適用されます。また、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化し、規律についても、解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組みとなります。</p> <p>この法改正を受け、令和5年4月1日から当市も法が直接適用されるため、この案を提出するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>条例に委任された事項や条例で定めることが許容される事項で、本条例に規定する主なものは次のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開示請求に係る手数料及び費用負担（第3条） 従来どおり開示請求に係る手数料を無料とし、実費（写しの交付に係るコピー代と郵送代）のみを請求者負担とするものです。</li> <li>2 開示決定等の期限（第4条） 開示決定等の期限は「開示請求があった日から14日以内」とし、事務処理上の困難その他正当な理由により期間内に開示決定等を行うことができないときは「期間を30日以内に限り延長する」ことができるとするものです。</li> <li>3 和光市個人情報保護審議会への諮問（第6条） 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、和光市個人情報保護審議会に諮問することができるとするものです。</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>令和5年4月1日から施行します。</p>	

議案第70号	和光市個人情報保護審議会条例を定めることについて
担当	情報推進課
<p><b>【目的】</b></p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）の改正に伴い、和光市個人情報保護審議会条例を定めるものです。</p> <p>法第129条で、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定しています。これに基づき、和光市個人情報保護審議会を設置するため、この案を提出するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>和光市個人情報保護審議会の概要は次のとおりとなります。</p> <p>1 設置目的（第1条）</p> <p>和光市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第 号）第6条第1項の規定及び和光市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号）第 条第 項による諮問に応じ、調査審議し、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、設置します。</p> <p>諮問事項については、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報保護法施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</li> <li>(2) 法第66条第1項の規定（安全管理措置）に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合</li> <li>(3) 上記(1)、(2)の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</li> </ol> <p>2 委員（第2条）</p> <p>審議会は、委員4名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学識経験者</li> <li>(2) 市内在住及び在勤の者のうち個人情報保護制度に関し知識経験を有する者。また、委員の任期は2年とし、再任されることができません。</li> </ol> <p>3 会長及び副会長（第3条）</p> <p>審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定められます。</p> <p>4 会議（第4条）</p> <p>審議会は、会長が招集し、委員の過半数の出席により開催ができます。また、会議は原則、公開とします。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>令和5年4月1日から施行します。</p>	

議案第71号	和光市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担当	情報推進課
<p><b>【目的】</b>  個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）の改正等に伴い、個人情報保護制度との均衡を図ることを目的として、和光市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第50号）及び和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第16号）並びに和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）の規定の整備等を行うため、この案を提出するものです。</p> <p><b>【内容】</b>  改正の要点は次のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 和光市情報公開・個人情報保護審査会条例 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置（第1条）  根拠法令等の整備をするものです。</li> <li>(2) 定義（第2条）  新たに「保有個人情報」を規定し、その他定義について根拠法令等を整備するものです。</li> <li>(3) 提出資料の写しの送付等（第9条）  法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）の規定に準ずるため、改正するものです。</li> </ol> </li> <li>2 和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 秘密保持義務（第12条）  根拠法令の整備をするものです。</li> </ol> </li> <li>3 和光市情報公開条例 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公文書の開示義務（第7条第5号）  法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定に準ずるため、改正するものです。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  令和5年4月1日から施行します。</p>	

議案第72号	和光市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	戸籍住民課
<p><b>【目的】</b> 市庁舎や出張所に出向くことなく、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機を登録者自らが操作することにより、印鑑登録証明書を取得できるよう、所要の改正を行います。</p> <p><b>【内容】</b> 改正の要点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 多機能端末機を用いた印鑑登録証明書の発行 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づき、登録者自らが多機能端末機で必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができることについて、条文に規定します。</li> <li>2 印鑑登録証明書の定義 印鑑登録原票に登録されている印影を、光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、プリンターから打ち出した印影の写しを市長が証明することについて、条文に規定します。</li> <li>3 公用等による印鑑登録証明書の取得方法 官公署が公共用地として所有権取得に要するため、当該人の印鑑登録証明書を取得する場合には、庁舎窓口での申請による取得のみとするよう、条文に規定します。</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b> 交付の日から起算して6ヶ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</p>	

議案第73号	和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	選挙管理委員会事務局

**【目的】**

お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙運動費用の一部を公費負担する選挙公営制度があります。最近における物価の変動を考慮し、国政選挙における公費負担の限度額が改正されたので、和光市議会議員及び和光市長の選挙におきましても、国政選挙に準じて、公費負担の限度額を改正するものです。

**【内容】**

1 選挙運動用自動車の使用

- (1) 選挙運動用自動車の借入れ（レンタカー方式）  
（1日当たり）15,800円→16,100円
- (2) 選挙運動用自動車燃料  
（1日当たり）7,560円→7,700円

2 選挙運動用ビラの作成

（1枚当たり）7円51銭→7円73銭

3 選挙運動用ポスターの作成

（1枚当たり）393円79銭→405円98銭  
（企画費）232,875円→237,187円

**【施行期日】**

公布の日から施行します。

議案第74号	和光市職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	政策課
<p><b>【目的】</b>  市民ニーズの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症対策など行政サービスの充実を図るために必要な業務量は、現行の職員定員管理計画策定時の予想を上回って増加しています。また、国が推進する働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりに取り組む必要もあります。こうした状況を勘案し、職員定数の見直しを行います。</p> <p><b>【内容】</b>  市長部局の職員定数を354人から387人に、教育委員会の職員定数を56人から58人に、公営企業の職員定数を24人から28人に見直し、併せて、これまで和光市職員定数条例で定めていた公営企業の職員定数については、和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例において定めるものとします。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日から施行します。</p>	

議案第75号	和光市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課
<p><b>【目的】</b>  地方公務員法の一部改正により職員の定年年齢が段階的に引き上げられることや、管理監督職勤務上限年齢が設けられること等を踏まえ、当市でも同様の措置を講ずるものです。</p> <p><b>【内容】</b>  改正の要点  職員の定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に定年が65歳になります。  管理監督職勤務の上限年齢を60歳とします。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和5年4月1日から施行します。</p>	

議案第76号	職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
担当	職員課
<p><b>【目的】</b>  地方公務員法の一部改正により職員の定年年齢が段階的に引き上げられることや、管理監督職勤務上限年齢が設けられること等の制度改正を受け、関係条例を改正するものです。</p> <p><b>【内容】</b>  主な改正の要点  60歳を超える職員の給与を当分の間、60歳時の7割水準とすることや、関係条例中に引用している地方公務員法の条ずれの修正、職員の定年引上げ等制度改正に伴う文言の追加・修正等を行うものです。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和5年4月1日から施行します。</p>	

議案第77号	職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	職員課
<p><b>【目的】</b>  令和4年8月8日の人事院勧告を受け、当市においても人事院勧告に準拠した職員給与の改定を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b>  <b>主な改正の要点</b>  職員の給料表の改定や、勤勉手当の支給割合を令和4年度から年間で0.1月分引き上げ、期末手当と合わせた年間支給割合を4.4月とし、再任用職員については0.05月分引き上げ、期末手当と合わせた年間支給割合を2.3月とします。</p>	

議案第83号	令和4年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第3号）
担当	企業経営課

【目的】

今回の補正予算については、はじめに既定予算第3条に定める収益的収入の営業収益を959万2千円減額し、営業外収益を950万円増額し、収益的支出を779万2千円減額し、営業外費用を69万7千円増額します。

次に、第6条として債務負担行為を新たに設け「水道事業経営戦略検証及び水道料金算定業務」を設定し、期間を令和4年度から令和5年度、限度額を1,650万円として計上するものです。

【内容】

収益的収入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	1,498,452 千円	△92 千円	1,498,360 千円
第1項 営業収益	1,191,911 千円	△9,592 千円	1,182,319 千円
第2項 営業外収益	306,441 千円	9,500 千円	315,941 千円

収益的支出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	1,419,571 千円	△7,095 千円	1,412,476 千円
第1項 営業費用	1,403,542 千円	△7,792 千円	1,395,750 千円
第1項 営業外費用	10,429 千円	697 千円	11,126 千円

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水道事業経営戦略検証 及び水道料金算定業務	令和4年度から 令和5年度まで	16,500 千円

議案第84号	令和4年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算（第1号）
担当	企業経営課

【目的】

今回の補正については、既決予算第2条に定める業務の予定量のうち、越戸川第16排水区整備工事（市道222号線）を1億5,520万円に改めるものです。

次に、既定予算第3条に定める収益的収入のうち営業外収益を773万4千円減額し、収益的収入の総額を11億6,082万4千円に改め、収益的支出のうち営業外費用を127万8千円増額し、収益的支出の総額を10億3,360万4千円に改めます。

次に、既定予算第4条に定める資本的収入のうち企業債を1億円減額し、資本的収入の総額を5億6,155万9千円に改め、資本的支出のうち建設改良費を1億円減額し、資本的支出の総額を9億5,220万8千円に改めるものです。

【内容】

収益的収入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	1,168,558千円	△7,734千円	1,160,824千円
第2項 営業外収益	216,281千円	△7,734千円	208,547千円

収益的支出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,032,326千円	1,278千円	1,033,604千円
第2項 営業外費用	40,775千円	1,278千円	42,053千円

資本的収入

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	661,559千円	△100,000千円	561,559千円
第1項 企業債	627,530千円	△100,000千円	527,530千円

資本的支出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,052,208 千円	△100,000 千円	952,208 千円
第1項 建設改良費	703,555 千円	△100,000 千円	603,555 千円